

休日救急診療当番医について

当番医制度は、あくまでも「急病患者さん」のためのものです。いわゆる「夜間診療所」という意味での当番医制度ではありません。

～急病についての問合せ先～
◆発熱や腹痛などの初期救急が必要なとき、受診できる医療機関をお知らせします。

【帯広市急病テレホンセンター】

☎ 0155-26-1099 (フリーダイヤル)

▽年中無休・24時間対応

【北海道救急医療情報案内センター】

☎ 0120-20-8699 (フリーダイヤル)

☎ 011-221-8699 (携帯電話 /PHS)

HP <http://www.qq.pref.hokkaido.jp/>

▽年中無休・24時間対応

問 豊頃消防署 ☎ (574) 2310

**豊頃医院・歯科診療所
『休診日のお知らせ』****●豊頃医院**

日曜祝日、土曜日（第2・第4）とその前日の金曜日午後が休診日です。

12月は11日と25日の午後、および12日、26日が休診日です。

※10日と24日の午前の診療時間は8:30~10:30です。

※10日と24日の大津診療所の診療時間は11:00~12:00です。

●歯科診療所

土曜・日曜祝日が休診日です。

夜間診療日（毎週水曜日）

※事前予約が必要になります。

令和2年第4回 豊頃町議会定例会が下記のとおり開催されます。**(1) 予定期**

・第1日目 12月8日（火）

・第2日目 12月17日（木）

予備日 12月18日（金）

※ 開会時間はいずれも午前10時

※ 会場は役場4階議場

(2) 主な議案

・第1日目

◎令和2年度一般会計、特別会計予算の補正

◎条例の制定、一部改正

◎豊頃町固定資産評価審査委員会委員の選任 他

・第2日目

◎一般質問 他

※審議の都合で一部変更する場合がありますのでご了承ください。
※傍聴される際は、マスクの着用をお願いします。

多くの方々の傍聴をお願いします。

お問合せ先 豊頃町議会事務局 ☎ (574) 2222

町有バス運休のお知らせ

学校の冬休みに伴い、次の便を運休します。

○二宮線 全便運休

○大津線 ①便 大津 7:03 発→豊頃駅
③便 豊頃駅 16:05 発→大津

【期間】12月26日（土）～令和3年1月11日（月）
なお、12月31日（木）から1月5日（火）までは全便運休します。

問合せ…役場住民課生活環境係 ☎ 574-2213

■お誕生（10月20日～11月19日届出分）

名 前	性別	親	住 所
下野 蓮月	女	雅史・理香	茂岩栄町

■おくやみ（10月20日～11月19日届出分）

名 前	年齢	死亡年月日	住 所
川向 スミ子	82歳	R2.10.20	茂岩栄町
佐藤 義明	96歳	R2.10.22	茂岩
中城 健吉	77歳	R2.10.31	統内
中島 敬子	79歳	R2.11.2	豊頃旭町
中村 淑子	93歳	R2.11.6	茂岩

■寄附

住 所	名 前	目 的
-----	-----	-----

【町寄附分】

帯広市 松田 基 様 ふるさと振興のため

帯広市 笹井 祐三 様 図書購入

【社会福祉協議会寄附分】

工房うさぎ 平井孝子様 中島敬子様 社会福祉増進のため

音更町 今 福光 様 社会福祉増進のため

お詫び
令和2年広報とよろ 11月号において、社協寄附分にて掲載しました
氏名表記に誤りがございましたので、お詫びして訂正いたします。
誤) 羽賀正明氏 → 正) 羽賀正朋氏

12月15日から31日まで年末焼
死事故防止運動を実施します

「その火事を 防ぐあなたに 金メダル」
消防署と消防団では、年末火災の未然防止と町民の防火意識を高めることを目的に、期間中、火災予防運動および特別警戒を実施します。

特別警戒 12月25日（金）～31日（木）
防火広報 町内の広報巡回を実施します。
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止する場合がありますのでご了承ください。

【サイレン吹鳴】 20時から30秒間サイレンを吹鳴しますので、おやすみ前に火の元をお確かめください。

【市街地警戒広報】 20時から市街地警戒広報を実施します。

【池田警察署】 〔茂岩・豊頃・中央区・十弗・大津〕 警戒広報を実施します。

12月10日から16日までは「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です

【豊頃消防署】 〔574-2310〕 20時から30秒間サイレンを吹鳴しますので、おやすみ前に火の元をお確かめください。

【市街地警戒広報】 〔茂岩・豊頃・中央区・十弗・大津〕 20時から市街地警戒広報を実施します。

【池田警察署】 〔574-0110〕 20時から30秒間サイレンを吹鳴しますので、おやすみ前に火の元をお確かめください。

心と認識を深めていくことが大切です。

人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされています。拉致問題は、我が国の喫緊の国民的課題であり、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による

人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされています。拉致問題は、我が国の喫緊の国民的課題であり、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による

人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされています。拉致問題は、我が国の喫緊の国民的課題であり、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による

人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされています。拉致問題は、我が国の喫緊の国民的課題であり、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による

人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされています。拉致問題は、我が国の喫緊の国民的課題であり、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による

人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされています。拉致問題は、我が国の喫緊の国民的課題であり、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

住民基本台帳法第11条第3項及び第12条並びに住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第3条に基づき、次のとおり公表します。

▽一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦

▽令和2年度男女間における暴力にに関する調査 調査対象者抽出

▽令和2年10月30日 閲覧年月日

▽豊頃旭町、豊頃南町に居住する満20歳以上（令和2年11月30日現在）の町民（日本国籍を有するもの）の住所、氏名、生年月日、性別

▽豊頃町スキー協会では、今シーズンのスキー検定試験に合格した方について、受験料の2分の1の金額を助成します（上限1万円）。

予算に限りがありますので申請はお早めにお願いします。

豊頃町スキー協会では、今シーズンのスキー検定試験に合格した方について、受験料の2分の1の金額を助成します（上限1万円）。

予算に限りがありますので申請はお早めにお願いします。

住民基本台帳閲覧状況の公表

プレミアム率
40%

開町140周年記念 /
プレミアム付特別商品券 第4弾

我が町商品券発売

【予約受付】 ◇65歳以上の方に限ります◇

12月14日（月）午前8:30～

豊頃町商工会の窓口または電話予約

予約電話番号：574-2206

予約定数に達した時点で、受付を終了します。